

第4号様式

流教指第2332号

令和7年3月31日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長 吉田 瑞穂



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和7年2月20日付け、流監第107号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号		令和7年2月20日・流監第107号	
監査の種類別		定期監査・行政監査	
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
学校教育部指導課	指摘	補助金交付事務にあたり、明確な支給基準等や様式を規定していない要綱や、実績報告の根拠書類として支出の確認が取れない書類を認めているものが確認された。適正な事務手続を行うため、現状を整理した上で要綱を改正されたい。 また、補助金の算出根拠となる書面が未添付の事案等、不適切な事務が見受けられたため、補助金等交付規則等に基づく適正な事務が執行されるよう、対策を講じられたい。	補助金交付事務にあたっては、現要綱を見直し、改正しました。また、補助金の根拠が明確な記載となるよう書式を変更し、補助金等交付規則等に基づく適正な事務執行に努めます。
学校教育部指導課	指摘	業務委託契約において、予算執行伺書の起票及び請書の徴取前に業務に着手させている事案があった。規則及び契約事務取扱要領等に基づく適正な契約事務手続を徹底されたい。	課内会議において、改めて契約事務手続きについて周知しました。今後は、業務委託契約において、担当者のみならず決裁者である管理職においても年間計画を把握し、規則及び契約事務取扱要領等に基づく適正な契約事務手続きに努めます。
学校教育部指導課	指摘	文書の保管について、補助金の交付決定通知書及び確定通知書の原本が所管課内に保管されていた。 また、令和5年度のフォルダ内に過年度の文書や他のフォルダにあるべき文書が保管されている事案が散見された。通知書類は交付先に渡し適正な事務執行を行うとともに、課内における公文書の適切な保管体制を速やかに構築されたい。	保管していた補助金の交付決定通知書及び確定通知書については、該当者へお渡し済みです。予備審査でのご指摘を受け、改めて、指導課内のファイル基準表の確認及びキャビネット内の文書の整理確認を行いました。また、課内会議を開き、文書の適切な管理について、今一度共通認識の場を持ちました。今後も、文書取扱主任を中心に確認を行うことを徹底してまいります。
学校教育部指導課	意見	切手等受払簿が未作成、または記載に誤りや漏れがあったため、現物の保有数量と台帳の整合性の確認がとれない事案が見受けられた。郵便切手類やレターパック、収入印紙は換金性が高く、不正使用や盗難等の危険性もあることから、適正な管理が行われるよう対策を講じられたい。	切手等受払簿については、保有状況を確認し、台帳と整合性を図りました。今後は、指摘事項を課内で共有し、適正な管理を進めてまいります。

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。